



11月9日(金)、15日(木)“初心者のための年末調整セミナー”を開催しました。
ご参加いただきました皆様、誠にありがとうございました!

SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研
西日本 税理士 法人
西日本 社会保険 労務士 法人
株式会社 M&C パートナーコンサルティング
株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL: 093-651-5533

FAX: 093-652-2550

URL: <http://www.sasakigp.co.jp>



2019 年度予算と社会保障について

財務相の諮問機関である財政制度等審議会は 11 月 20 日、「2019 年度予算の編成等に関する建議」をとりまとめました。総論としては、現下の財政が特例公債に大きく依存していることを踏まえ、「厳しい財政状況を後世に押し付けてしまう格好となっている」と厳しい認識を示しております。今後、一段と財政を悪化させないようにするためには、今後 3 年間(基盤強化期間)の歳出規律を遵守するとともに、財政健全化への国民の理解を得るべく、エビデンスに基づく政策立案を推進すべきであるとしております。また、財政規模の大きい社会保障分野では、**社会保障関係費の伸びを「高齢化による増加分に相当する水準におさめる」という方針の下、引き続き財政健全化の手を緩めることなく改革に取り組む必要性を強調**しております。その上で、持続可能性を確保するために必要な、医療・介護制度改革の視点を次のように示しております。

1. 制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく
(薬剤自己負担の引き上げ、軽度者向け介護サービスの給付の見直しなど)
2. 必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する
(医療費・介護費の地域間格差解消、診療報酬・薬価・公定価格の適正化・包括化など)
3. 高齢化や支え手減少の中で公平な負担としていく
(後期高齢者医療や介護における負担の在り方の見直しなど)



これまでの議論に新たに付加された内容はないと思われませんが、2025 年度のプライマリーバランス黒字化に向けて、今後の予算措置にどれだけ反映されてくるのか、大きな関心をもって見ていきたいと思っております。

(税務会計 3 課シニアコンサルタント 檜橋 信一)

従来の系列や競合関係を超えた協業

トヨタ自動車とソフトバンクグループ、楽天と KDDI、三菱 UFJ 銀行と三井住友銀行など、これまででは考えられなかった系列やライバル関係を超えた企業提携の記事を、最近新聞でよく目にします。これは**大手銀行も超低金利とキャッシュレス化の動きの中で、自前の ATM 網を抱え込むより共用するほうが顧客の利益が増し、銀行の負担も減らすことができる**、というものです。つまり、企業が個別に利益を追い求めるより社会全体の価値を高めた方が、結果的に利益も伴うこととなります。

話は変わりますが、銀行に 100 万円を 1 年間預けても利息が 100 円の時代に、ATM で現金引き出しに 1 回 108 円の手数料を払うのはもったいない。そんな中、あまり知られていないサービスですが、九州の地方銀行 10 行間の ATM(コンビニ ATM を除く)利用手数料が平日昼間(月～金 8:45～18:00)無料で利用できます。例えば、福岡銀行のキャッシュカードで、西日本シティ銀行や佐賀銀行の ATM から平日昼間であれば現金引き出しが手数料無料です。銀行 ATM を便利にお得に利用されることをお勧めします。

(総務課マネジャー 佐藤 正典)

年金支給開始年齢に関する議論

近時、ニュース・新聞において、公的年金を受け取り始める年齢の引き上げに関する議論が紹介されるようになってきました。現在は60歳～70歳の間で支給開始年齢を選ぶことが出来る仕組みになっていますが、安倍首相が**年金を受け取り始める年齢について70歳を超えても選ぶことが出来る**制度改正を、3年で断行したいと表明しています。

この議論の背景には、少子高齢化の進展による年金財政への懸念、財政難があるのは間違いありません。厚生労働省年金局の2018年11月2日資料でも年金制度の方向性として、①就労期間の延伸を年金制度上も反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実、②多様な年金と雇用の組み合わせを可能にする制度の柔軟化・改善、③長期化する高齢期に対応するための自助努力の促進、という3項目が挙げられています。つまり、高齢者の就労期間をとにかく延伸し、働いている方については年金を柔軟化(減らしたい)、将来の備えは自分で出来る限りお願いします、という事です。公的年金を取り巻く状況が今より良くなる事はまずあり得ませんので、在職中のうちから将来への備えを自力でどこまで準備出来るか、長く働くためにどうやってスキルを身につけるか等、これから難しい時代になっていきそうです。

(人事コンサルティング部部长 石井 洋)

医療費控除について

1. 医療費控除の提出書類について

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合の手続きが変更されました。変更点としましては、**医療費の領収書の提出又は提示が不要になり(※医療費の領収書は5年間の保管する必要があります。)**、これに替えて**医療費控除の明細の提出が必要**になりました。

2. セルフメディケーション税制について

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った方が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」(通常の医療費控除と選択適用)を受けることができます。

「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」は選択適用のため、重複して適用することはできません。どちらの控除を受けるかは申告される方が選択する必要があります。(参考 国税庁 HP)



(税務会計3課 寺師 幸士郎)

2018年12月

12月1日	土	
12月2日	日	
12月3日	月	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
12月4日	火	
12月5日	水	
12月6日	木	
12月7日	金	
12月8日	土	
12月9日	日	
12月10日	月	◎源泉所得税の納付
12月11日	火	
12月12日	水	
12月13日	木	
12月14日	金	
12月15日	土	
12月16日	日	
12月17日	月	
12月18日	火	
12月19日	水	
12月20日	木	
12月21日	金	
12月22日	土	
12月23日	日	天皇誕生日
12月24日	月	
12月25日	火	
12月26日	水	
12月27日	木	
12月28日	金	仕事納め
12月29日	土	
12月30日	日	
12月31日	月	☆健保・厚生年金保険料の納付は1/4

2019年1月

1月1日	火	元旦
1月2日	水	
1月3日	木	
1月4日	金	社内会議 ※電話が繋がりにくい場合があります。
1月5日	土	
1月6日	日	
1月7日	月	
1月8日	火	
1月9日	水	
1月10日	木	◎源泉所得税の納付
1月11日	金	
1月12日	土	
1月13日	日	
1月14日	月	成人の日
1月15日	火	
1月16日	水	
1月17日	木	
1月18日	金	
1月19日	土	
1月20日	日	
1月21日	月	◎源泉所得税の納付（納期の特例適用者）
1月22日	火	
1月23日	水	
1月24日	木	
1月25日	金	
1月26日	土	
1月27日	日	
1月28日	月	
1月29日	火	
1月30日	水	
1月31日	木	☆健保・厚生年金保険料の納付



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177